草津あんしんいきいきプラン

草津市　高齢者福祉計画 介護保険事業計画　**第７期計画**　平成 30 年度～平成 32 年度

草津市

計画の概略

計画策定の趣旨

◆わが国では急速に高齢化が進む中、本市においても高齢者人口は増加を続け、特に 75 歳以上の後期高齢者が増加するなど、支援を要する高齢者が増加することが見込まれます。

◆国はこれまでに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を構築することを示してきましたが、さらに地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた取組みを推進するとともに、高齢者だけでなく、あらゆる世代が共に支え合い安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を図ることが求められています。

◆こうした中、第６期計画で掲げた「本市がめざす地域包括ケアシステム」を深化・推進させ、すべての高齢者があらゆる世代の市民とともに安心していきいきと暮らせる社会を目指し、「草津あんしんいきいきプラン第７期計画」を策定します。

計画の性格

◆本計画は、草津市の高齢者福祉計画および介護保険事業計画として一体的に策定するものであり、高齢者が安心していきいきと暮らすための各施策を総合的に推進するため策定するものです。

◆第７期計画となる本計画は、第６期計画を引き継ぎ、地域包括ケアシステムの実現のための方向性を継承しつつ、地域包括ケアシステムを一層深化・推進するための「地域包括ケア計画」として位置付けます。

◆本計画の計画期間は平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの３か年です。

計画の基本理念

すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり

市民一人ひとりがお互いを尊重しあい、思いやりの心を持って支えあうまちづくり

高齢者が豊かな心で生きがいを持って社会参加のできる明るく活力あるまちづくり

住み慣れた地域や家庭で自立した生活を尊厳を持って送ることのできるまちづくり

日常生活圏域

◆介護保険事業計画では、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービス施設の整備状況などを総合的に勘案し、高齢化のピーク時までに目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、日常生活圏域を定めることとされています。

◆本市においては、小学校を最小単位の生活基盤とした上で、高齢者保健福祉施策の取組みの継続・発展の観点から、中規模である中学校区（６学区）を日常生活圏域としています。

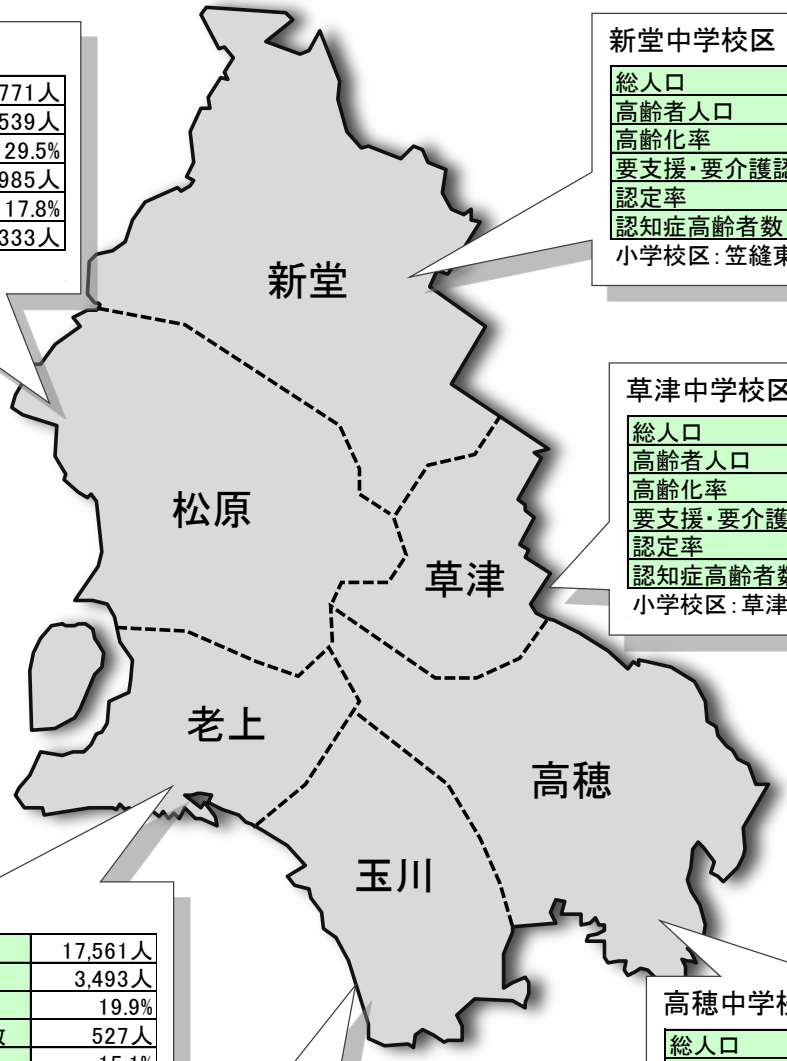

松原中学校区

総人口	18,771人
高齢者人口	5,539人
高齢化率	29.5%
要支援・要介護認定者数	985人
認定率	17.8%
認知症高齢者数	333人

小学校区：山田、笠縫

新堂中学校区

総人口	15,299人
高齢者人口	4,031人
高齢化率	26.3%
要支援・要介護認定者数	586人
認定率	14.5%
認知症高齢者数	199人

小学校区：笠縫東、常盤

草津中学校区

総人口	31,962人
高齢者人口	6,070人
高齢化率	19.0%
要支援・要介護認定者数	918人
認定率	15.1%
認知症高齢者数	293人

小学校区：草津、大路、渋川

老上中学校区

総人口	17,561人
高齢者人口	3,493人
高齢化率	19.9%
要支援・要介護認定者数	527人
認定率	15.1%
認知症高齢者数	173人

小学校区：老上、老上西

玉川中学校区

総人口	19,759人
高齢者人口	3,660人
高齢化率	18.5%
要支援・要介護認定者数	528人
認定率	14.4%
認知症高齢者数	155人

小学校区：玉川、南笠東

高穂中学校区

総人口	29,236人
高齢者人口	5,719人
高齢化率	19.6%
要支援・要介護認定者数	855人
認定率	15.0%
認知症高齢者数	330人

小学校区：志津、志津南、矢倉

資料：総人口、高齢者人口は住民基本台帳、要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数は草津市資料
※時点は平成 29 年 10 月 1 日現在

高齢者等の現状と将来推計

◆住民基本台帳によると、本市の平成 29 年 10 月 1 日現在の 65 歳以上人口は、28,512 人、総人口に占める高齢者人口の比率（高齢化率）は 21.5%です。計画期間である平成 30～32 年度においては、本市の総人口、高齢者人口はともに増加し、高齢者人口は平成 32 年度には３万人を、平成３７（2025）年には、３万１千人を超えるものと想定されます。

◆本市の要支援･要介護認定者数は平成 29 年 10 月 1 日現在で 4,537 人となっており、この５年間で１千人強の増加がみられます。計画期間である平成 30～32 年度においても認定者数は増加が続き、平成 32 年度には４千９百人を、平成 37 年には、５千８百人を超えるものと想定されます。

総人口・高齢者人口の見込み

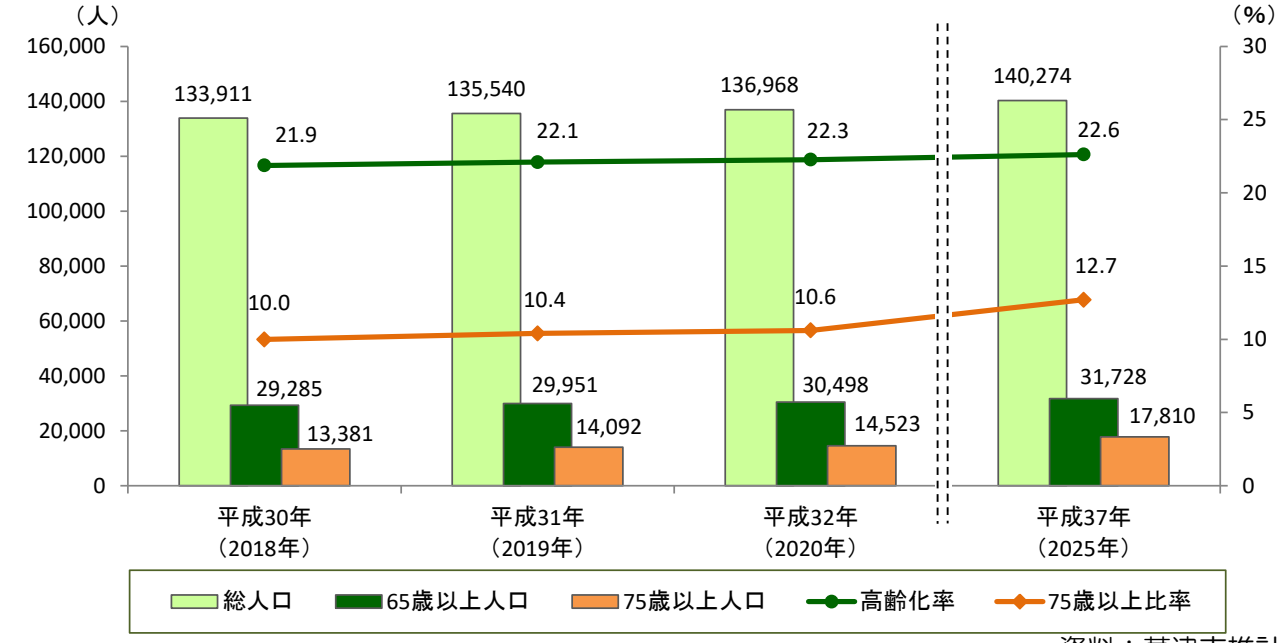

資料：草津市推計資料

要支援・要介護認定者数の見込み

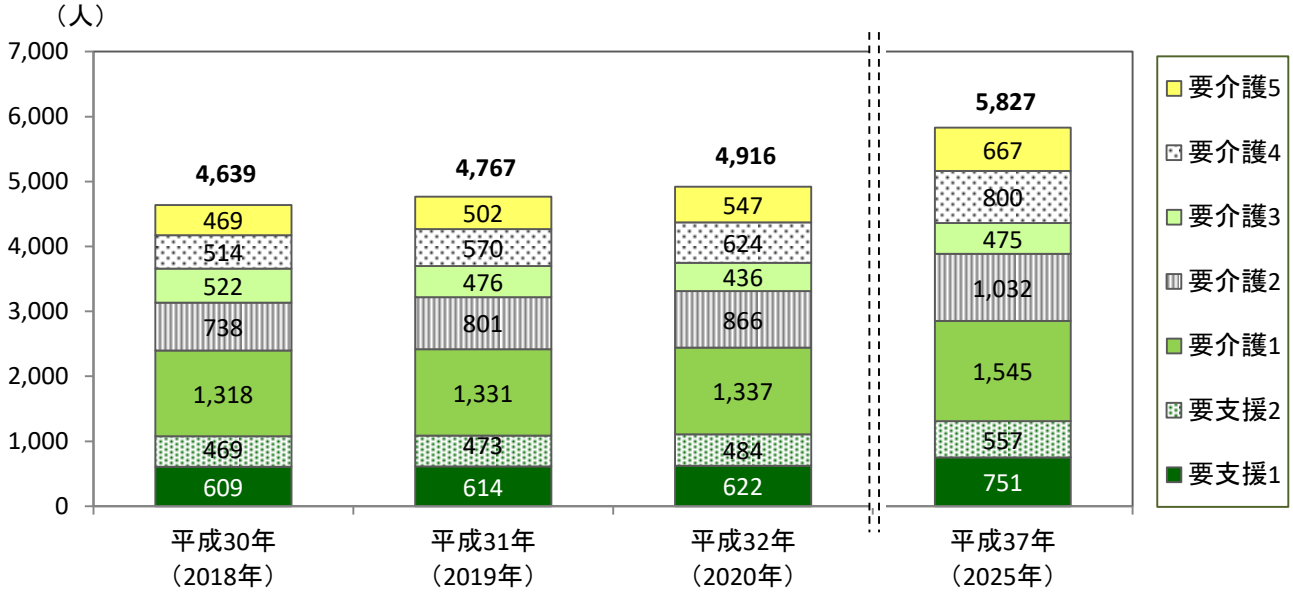

資料：草津市推計資料

草津市が目指す地域包括ケアシステムの姿

◆本計画は、団塊の世代がすべて 75 歳以上となる平成 37（2025）年を展望しながら、高齢者があらゆる世代の市民とともに住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、地域において高齢者の生活を支える医療・介護・予防・住まいおよび自立した日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図る各種取組みを重点的に進めていきます。

◆あらゆる世代が共に支え合い、安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指し、高齢者福祉の観点からも取組みを進めます。

◆支援の必要な高齢者を支えるために、草津市が進める協働のまちづくりにおける「自助・共助・公助」の観点から、行政だけでなく、高齢者自身およびその家族、市民、団体、ボランティア、介護サービス事業所や医療機関など、関係する主体が力を合わせ、連携・協働のもとで地域づくりを進めます。

計画の体系

基本方針	基本目標	基本施策
すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き安心して暮らすことのできるまちづくり	1 地域包括ケアシステムの深化・推進体制の構築	(1) 地域ケアネットワークの構築 重点施策 (2) 助け合い・支え合い活動の充実 重点施策 (3) 在宅医療・介護連携の推進 重点施策 (4) 地域包括支援センターの機能強化
	2 健康づくり・生きがいづくり・社会参加の促進	(1) 市民の健康づくりの推進 (2) 社会参加・学習活動の促進 (3) 生きがいづくり・活躍の場づくり 重点施策
	3 介護予防の推進	(1) 介護予防活動の地域展開 重点施策 (2) 介護予防事業の充実
	4 高齢者の住まい・生活環境の整備の推進	(1) 高齢者の住まいの整備 (2) 高齢者が住みよいまちづくり
	5 サービスの質の向上と円滑な利用の推進	(1) 在宅生活を支えるサービスの充実 (2) 介護保険サービスの円滑な利用の推進 (3) 介護給付適正化事業の推進 (4) 介護人材の確保
	6 認知症対策の推進 認知症施策アクション・プラン	(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 (2) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進 (3) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供 (4) 若年性認知症施策の強化 (5) 認知症の人の介護者への支援 (6) 権利擁護の推進

計画の目標

目標数値１

“『あんしん』して高齢期を生活できる”
と思う市民の割合を増やします！

「あんしんできる高齢期の生活への支援」についての満足度
「満足」「やや満足」と回答した割合

現状値	第７期計画目標値	目標値
20.9％	25.0％	30.0％
（2016 年度）	（2020 年度）	（2025 年度）

【草津市のまちづくりについての市民意識調査】

目標数値２

“高齢期を『いきいき』と暮らすことができる”
と思う市民の割合を増やします！

「いきいきとした高齢社会の実現」についての満足度
「満足」「やや満足」と回答した割合

現状値	第７期計画目標値	目標値
25.8％	30.0％	35.0％
（2016 年度）	（2020 年度）	（2025 年度）

【草津市のまちづくりについての市民意識調査】

重点施策

◆本計画では、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組みをより一層推進することが重要になることから、重点的に取り組む施策を定めます。

地域ケアネットワークの構築

○住民が地域の課題を「我が事」と捉え、課題解決に向けて話し合う場を持ち、高齢者をはじめ、生活上の困難を抱える要援護者を地域で「見守り・見守られ」、「支え・支えられる」ネットワークづくりを進めます。

○小地域ネットワーク活動、民生委員・児童委員、老人クラブ、隣保館における見守り、地域サロン活動などの充実を進めます。

○育児と介護に同時に直面する世帯など、複合化・複雑化した課題を抱える人に対する適切な支援・対応を行うために、相談支援機関・地域・行政が連携し、総合的な支援体制の整備を検討します。

助け合い・支え合い活動の充実

○介護の担い手のすそ野を拡げる取組みとして、生活援助サービスの提供者の資格要件等の基準を緩和したサービスを新たに設け、支援を必要とする高齢者の個々の状態に応じた介護予防・生活支援サービスの提供に努めます。

○助け合いの基盤となる、ネットワークの構築や、地域の困りごとや助け合いの必要性について住民同士の共感を進め、その中から住民の主体性・自発性を持った活動が生み出されるよう支援します。

在宅医療・介護連携の推進

○在宅療養を支える医療・介護の関係者が、相互理解や知識を深め、多職種間の連携を十分に図れるよう、「顔の見える関係」の構築を進めるとともに、多職種それぞれが相互に安心して役割を発揮するための体制の構築を図り、切れ目のない医療・介護の仕組みづくりを進めます。

○かかりつけ医の普及促進など、地域住民の在宅医療の知識を深めるとともに、医療・介護の提供体制を充実させ、住み慣れた地域で医療・介護サービスの提供を受けながら自分らしい生活を続けることができる基盤を構築します。

生きがいづくり・活躍の場づくり

○地域まちづくりセンターなどの地域における拠点施設を効果的に活用し、高齢者自らが活動できる場や、地域活動がしやすい機会の創出（きっかけづくり）など、自主的活動の支援を行います。

○就労を希望する高齢者に、長年培った知識や経験が生かされる就労機会の提供に努めます。

○高齢者が他の世代とともに地域を支える仕組みづくりを進めるとともに、高齢者を支えるネットワークに高齢者自身が参画する仕組みづくりを目指します。

介護予防活動の地域展開

○住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

○高齢者の主体的な介護予防活動が地域の中で促進されるよう、新たな介護予防の自主活動グループの育成を図るとともに、既存の自主活動グループの活性化に向けた支援に取り組んでいきます。

○地域全体への自立支援・介護予防に関する普及・啓発や事業の展開を図ります。

介護保険事業費の見込み

◆本計画期間の介護保険事業費は、以下のように見込んでいます。

（千円）

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	3 か年合計	平成 37 年度
標準給付費見込額		7,026,243	7,505,959	8,231,794	22,763,996	9,598,882
	総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	6,590,654	7,053,275	7,729,713	21,373,642	9,026,232
	特定入所者介護サービス費等給付額	228,291	235,922	281,646	745,859	334,047
	高額介護サービス費等給付額	178,672	186,304	189,033	554,009	201,364
	高額医療合算介護サービス費等給付額	20,951	22,571	23,269	66,791	27,599
	算定対象審査支払手数料	7,675	7,887	8,133	23,695	9,640
地域支援事業費		451,647	487,139	505,425	1,444,211	575,769
合　　計		7,477,890	7,993,098	8,737,219	24,208,207	10,174,651

◆第１号被保険者保険料は、次のようになります。

段階	対象者	基準額に対する割合	保険料（年額）
第１段階	生活保護を受給している人 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 80 万円以下の人	0.45※	31,900 円
第２段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 80 万円を超え 120 万円以下の人	0.75	53,100 円
第３段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 120 万円を超える人	0.75	53,100 円
第４段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員がおり、 本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 80 万円以下の人	0.85	60,200 円
第５段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員がおり、 本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円を超える人	1.00	70,800 円 （基準額）
第６段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額 120 万円未満の人	1.10	77,900 円
第７段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額 120 万円以上 200 万円未満の人	1.25	88,500 円
第８段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額 200 万円以上 300 万円未満の人	1.50	106,200 円
第９段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額 300 万円以上 400 万円未満の人	1.60	113,300 円
第１０段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額 400 万円以上 500 万円未満の人	1.70	120,400 円
第１１段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額 500 万円以上 750 万円未満の人	1.80	127,400 円
第１２段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額 750 万円以上の人	1.90	134,500 円

※第１段階の基準額に対する割合は本来 0.5 ですが、低所得者の保険料負担軽減の仕組みとして公費負担が行われることにより、被保険者本人が負担する割合は 0.45 に軽減されています。

草津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
草津あんしんいきいきプラン 第７期計画
（平成３０年度～平成３２年度）

発行：平成３０年３月
編集：草津市健康福祉部長寿いきがい課
〒525-8588　草津市草津三丁目 13 番 30 号
（TEL）　077-561-2372　直通
（FAX）　077-561-2480　直通
（E メール）choju@city.kusatsu.lg.jp